

# 株式会社 まつぼっくり 定 款

初 版：平成 27 年 12 月 29 日 《新規作成》

第 1 版：平成 28 年 3 月 16 日 《第 2 条（目的）変更》

第 2 版：平成 29 年 1 月 10 日 《第 2 条（目的）変更》

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社まっぼっくりと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 高齢者、身体障害者等の介護施設・宅老所の管理・運営
- 2 要介護老人・病人及び身体障害者に対する入浴・食事・その他の日常生活における介護サービスに関する業務
- 3 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 4 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 5 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- 6 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- 7 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- 8 介護保険法に基づく第1号訪問事業
- 9 介護保険法に基づく第1号通所事業
- 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- 12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- 13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- 14 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- 15 老人福祉法に基づく有料老人ホームの設置・運営
- 16 前記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。  
ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式による請求書に設定者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。  
② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。  
② 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

#### (招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

#### (招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

#### (議長及び決議の方法)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

- ② 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (株主総会の決議の省略)

第16条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

#### (株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第20条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第21条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任取締役又はその選任時に存在する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

第23条 当社の取締役が1名の場合はその者が代表取締役となり、取締役が2名以上ある場合は、株主総会の決議により1名を代表取締役に選定する。

- ② 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際し発行する株式等)

第27条 当会社の設立に際して発行する株式(以下、「設立時発行株式」という。)の総数は、普通株式20株とし、発起人が全部を引き受ける。

- ② 発起人が前項の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第28条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

(発起人の氏名又は名称及び住所、割当てを受ける設立時発行株式の数等)

第29条 発起人の氏名又は名称及び住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

名古屋市守山区川村町262番地の3

発起人 松原利夫

割り当てを受ける株式数 20株

払い込む金銭の額 金100万円

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成28年12月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第31条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 松原利夫

名古屋市守山区川村町262番地の3

設立時代表取締役 松原利夫

(定款に定めのない事項)

第32条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。